厚生労働省　静岡労働局だより　2023. 10

11月は「過労死等防止啓発月間」です
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。
令和5年度第1回　静岡県介護施設SAFE協議会を開催しました（9月6日）
心理的負荷による精神障害の労災認定基準」が改正されました
くるみん・えるぼし認定等認定授与式を開催しました
「働き方改革関連法　オンライン簡易セミナー」を開催！
【Web申込受付中!!】～労使トラブルの防止と対応について～
ユースエール認定証表彰伝達式を行いました（9月14日）
静岡県最低賃金　10月1日から時間額984円に（関連する助成金が拡充）
労働災害発生状況（令和5年8月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）
静岡県有効求人倍率（令和5年8月）

11月は「過労死等防止啓発月間」です

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。月間中は、「過重労働解消キャンペーン」として

- **県内労使団体などへの協力要請**
- **労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換**
- **過重労働解消相談ダイヤル（無料）**
- **長時間労働が疑われる企業などに対する集中的な監督指導**
- **過労死等防止対策推進シンポジウム**

等が行われます。また、10月から来年1月を中心に、主にオンラインにより、企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的とした「過重労働解消のためのセミナー」（無料）を実施します。

過重労働防止は自社のみでなく取引先についても御配意ください。
「しわ寄せ」防止キャンペーン月間については裏面をどうぞ！

過労死等防止対策推進シンポジウム（静岡会場）

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

日時　**2023年11月7日（火）**
13：30～16：00（受付13：00～）

会場　**静岡市民文化会館　大会議室**
（静岡市葵区駿府町2番90号）

参加無料
事前申込

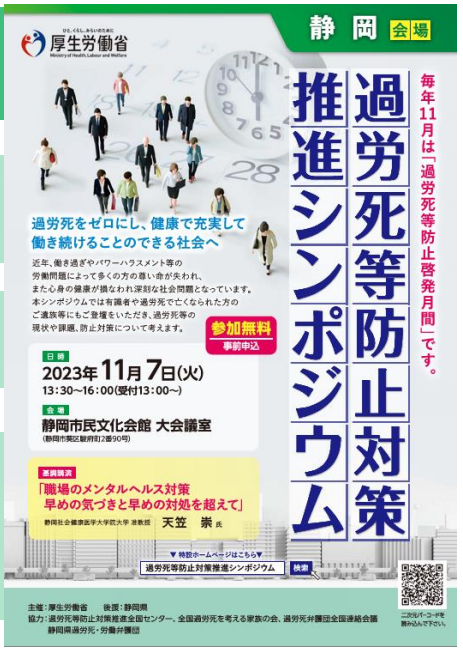

プログラム内容
[静岡労働局からの報告]
[発表・過労死遺族の声：静岡過労死を考える家族の会]
[基調講演]「職場のメンタルヘルス対策　早めの気づきと早めの対処を超えて」
天笠 崇 先生　（静岡社会健康医学大学院大学 准教授）

監督官が応対する

無料　過重労働等に関する相談はこちら　**0120-794-713**（なくしましょう　長い残業）

「過重労働解消相談ダイヤル」　11月3日（金）9:00～17:00

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧いただくか、静岡労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

※（「しわ寄せ」防止特設サイトＵＲＬ）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

令和5年度第1回　静岡県介護施設SAFE協議会を開催しました（9月6日）

昨年度に引き続き、介護施設における労災防止のため**令和5年度第1回静岡県介護施設SAFE協議会**を開催しました。

行政機関からは、今年度における介護人材確保事業等各機関で所掌している業務についての説明がありました。その後、今年度の協議方針等について議論を行いました。

協議のうえ、今年度は、施設型の介護施設における腰痛災害防止対策を中心に協議等を行っていくこととなりました。

「SAFE」とは？　～従業員の幸せのための安全アクション～

本協議会は、委員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション（**S**afer **A**ction **F**or **E**mployees）を推進することを目的として設置されました。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00408.html

▲協議会の様子（静岡市産学交流センター「ペガサート」にて開催）

【協議会構成員（敬称略）】（福）聖隷福祉事業団／（福）天竜厚生会／（福）静和会／（福）春風会／静岡県介護保険課、健康増進課／静岡市　介護保険課／浜松市　介護保険課／静岡労働局　職業安定課、健康安全課

「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」が改正されました

令和5年9月に「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」が改正されました。

【認定基準改正のポイント】

〇業務による心理的負荷評価表を見直し

・具体的出来事に「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加

・心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充

〇精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

・悪化前おおむね６か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

〇速やかに労災決定ができるよう、医学意見の収集方法を見直し

・専門医３名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き１名の意見で決定できるよう変更

リーフレットはこちらから

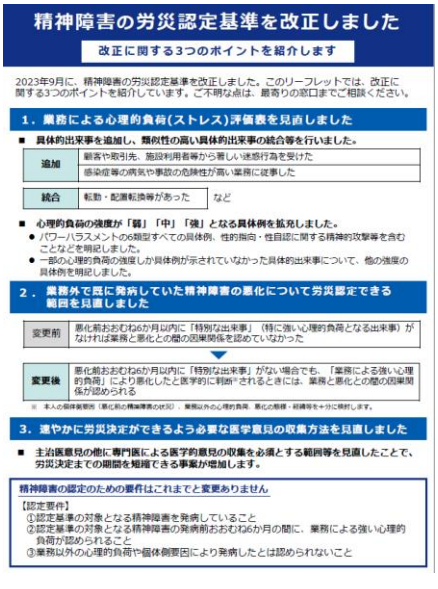

精神障害の労災認定基準を改正しました

改正に関する3つのポイントを紹介します

2023年9月に、精神障害の労災認定基準を改正しました。このリーフレットでは、改正に関する3つのポイントを紹介しています。ご不明な点は、最寄りの窓口までご相談ください。

1．業務による心理的負荷(ストレス)評価表を見直しました

■ 具体的出来事を追加し、類似性の高い具体的出来事の統合等を行いました。

追加	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した
統合	転勤・配置転換等があった　など

■ 心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例を拡充しました。
- パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどを明記しました。
- 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記しました。

2．業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲を見直しました

変更前	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった
変更後	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断できるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる

※ 本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等を十分に検討します。

3．速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法を見直しました

■ 主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を見直したことで、労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。

精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません

【認定要件】
①認定基準の対象となる精神障害を発病していること
②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

くるみん・えるぼし認定等認定授与式を開催しました

令和5年9月13日、静岡労働局は、くるみん認定、えるぼし認定を受けた企業へ合同授与式を行いました。（7企業出席）

下記期間に認定を受けた企業は合計で10社に上り、この結果、くるみん認定企業は119社、プラチナくるみん認定は27社、えるぼし認定は53社、プラチナえるぼし認定は4社となっています。

〇くるみん認定：令和5年2月1日～令和5年8月3日認定
〇えるぼし認定：令和5年2月1日～令和5年7月20日認定

※詳細は静岡労働局HPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00568.html

「働き方改革関連法　オンライン簡易セミナー」を開催！【Web申込受付中!!】～労使トラブルの防止と対応について～

静岡労働局では、働き方改革に関連する制度について、企業様のより良い職場環境づくりを応援するため、テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の簡易セミナーを開催しています。
ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

テーマ：【労使トラブルの防止と対応について①】
★～よくある紛争はどんなもの？紛争の実例と労働法に則した防止対策～
開催日：令和５年10月26日（木）１０：００～１０：３０

多様な働き方の変化に伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の「個別労働紛争」が近年、多くなっています。「総合労働相談コーナー」に寄せられる「よくある事例」のご紹介＆未然防止に向けた対策等をお伝えします。

申込フォームリンク先
➡https://zoom.us/webinar/register/WN_9_N7ZfJBQ4yp8XvSO0UkBQ#/registration

お問い合わせ先　静岡労働局雇用環境・均等室　電話：054-252-5310

ユースエール認定証表彰伝達式を行いました（９月１４日）

静岡労働局は、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定するための「ユースエール認定企業」として、「株式会社エノテック」様（牧之原市）を８月２２日に認定し、９月１４日にハローワーク島田において認定証を授与しました。
同企業は正社員の有給取得率や若者の採用に積極的など、複数の項目を満たしました。牧之原市では初めての認定、静岡県内の認定企業は２２社となりました。

ユースエール認定
株式会社エノテック （牧之原市）

（中央）株式会社エノテック　副社長 榎田　哲也 様
（右）ハローワーク島田　松永所長　（左）榛原出張所　内記所長

静岡県最低賃金　10月1日から時間額９８４円に（関連する助成金が拡充）

静岡県最低賃金が、令和５年10月１日から改正されました。
改正された静岡県最低賃金は

時間額　９８４円　（改定前　９４４円）
改定日　令和５年１０月１日

賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策や、「静岡働き方改革推進支援センター」での無料相談などをご活用ください。
業務改善助成金は、利用対象事業場の範囲拡大や50人未満の事業場への利便性向上など、8月31日から拡充されました。

業務改善助成金　コールセンター　☎　0120-366-440
申請先：静岡労働局雇用環境・均等室
静岡働き方改革推進支援センター　☎　0800-200-5451

労働災害発生状況（令和５年８月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）

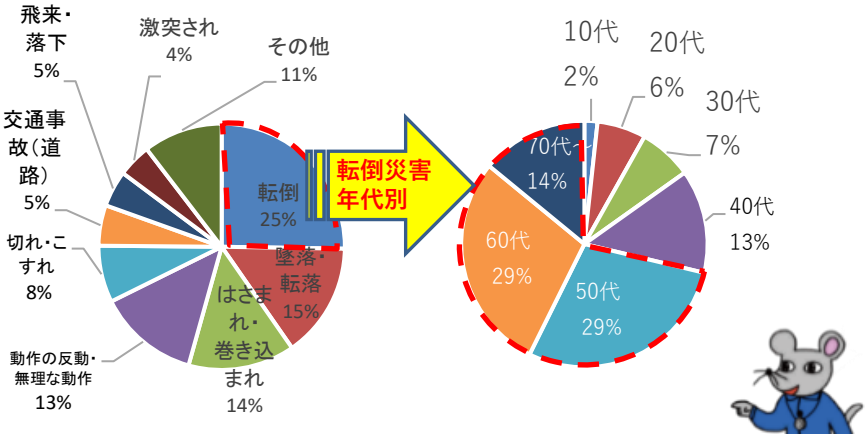

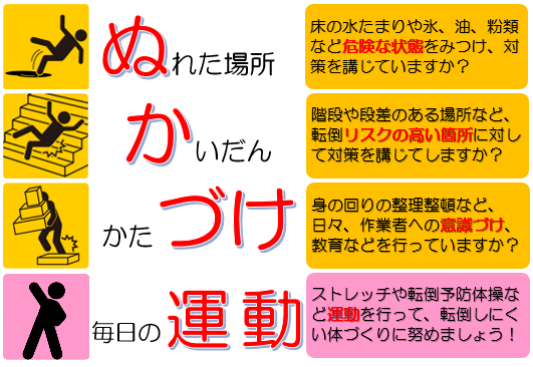

ぬかづけ運動　検索

令和５年８月末現在の死傷病災害（コロナ除く）は2534件、うち640件が転倒災害で、全体の約25%です。
転倒災害の被災者を年代別に見ていくと、高年齢労働者が456人で全体の約72%です。
高年齢労働者の転倒災害を防止するため対策を講じましょう。

静岡県有効求人倍率（令和5年８月）

＜雇用情勢の概況＞
県内の雇用情勢は、改善の動きにやや弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。有効求人倍率（季節調整値）は1.20倍(全国32位）となり、前月を0.02ポイント下回った。

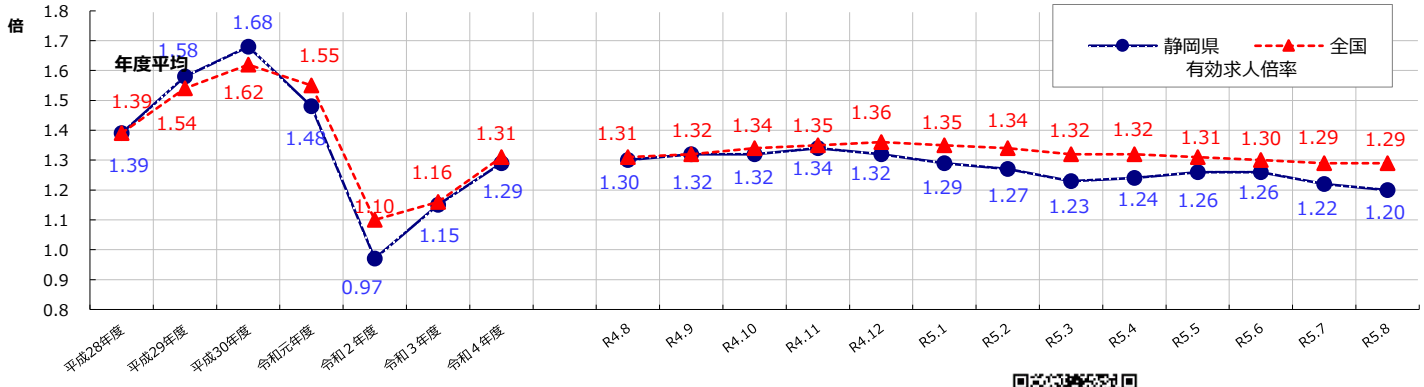

※詳細は静岡労働局HPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/toukei01_00002.html

編集/発行　静岡労働局　雇用環境・均等室
〒420-8639　静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）
TEL 054-252-5310　https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/home.html